

令和6年度 施策の概要

※ 地域活動や日常生活に関連する施策を抽出して掲載しています。

新見市

行政地区総代（代表者）へお願いする業務

① 行政の連絡調整に関すること

市報・広報誌など各世帯に配付いただく文書と、回覧文書がありますので、到着後は早めに配付いただきますようお願いいたします。

－令和6年度「市報にいみ」発送日－

4月号 … 令和6年4月1日（月）

5月号 … 令和6年5月1日（水）

6月号 … 令和6年6月3日（月）※

7月号 … 令和6年7月1日（月）

8月号 … 令和6年8月1日（木）

9月号 … 令和6年9月2日（月）※

10月号…令和6年10月1日（火）

11月号…令和6年11月1日（金）

12月号…令和6年12月2日（月）※

1月号 … 令和6年12月27日（金）※

2月号 … 令和7年2月3日（月）※

3月号 … 令和7年3月3日（月）※

※ 通常毎月1日に発送しますが、6月号、9月号、12月号、1月号、2月号、3月号は発送日が異なりますのでご注意ください。

② 地区住民の福祉増進に関すること

火災予防・交通安全・防犯活動、体育行事などにご協力ください。

③ 社会福祉事業に関すること

共同募金、ボランティア活動などにご協力ください。

④ 行政地区の活性化などに関すること

その他、市からの各種照会や報告などにご協力ください。

【 目次 】

・ 市長施政方針	．．．．．	P 1～P 8
・ 市からのお知らせ		
総務部	．．．．．	P 9～P 18
総務課	…	「自主防災組織の設立・活動支援」など
総合政策課	…	「地域の集会に使用する公会堂施設整備費補助金」など
移住・定住推進課	…	「空き家情報」など
税務課	…	「家屋の取壊しや土地の地目変更等の届出」など
情報政策課	…	「告知放送機器」など
福祉部	．．．．．	P 19～P 26
市民課	…	「国保・後期高齢者人間ドック」など
環境課	…	「蜂の巣駆除費補助金」など
交通対策課	…	「防犯灯設置事業補助金」など
福祉課	…	「避難行動要支援者の台帳登録」など
高齢者支援課	…	「敬老会補助金」など
健康医療課	…	「総合健診の受診」など
子育て支援課	…	「子育て親子交流事業補助金」など
産業部	．．．．．	P 27～P 30
農業畜産振興課	…	「日本型直接支払交付金事業」など
林業振興課	…	「立木の伐採」など
農業委員会事務局	…	「農地の移動」
商工観光課	…	「新見市オリジナル I C O C A」など
建設部	．．．．．	P 31～P 34
建設課	…	「道路愛護会」
都市整備課	…	「木造住宅の耐震診断・耐震改修事業補助金」など
上水道課	…	「水道料金の改定」など
下水道課	…	「下水道の正しい使用」など
教育部	．．．．．	P 35～P 36
生涯学習課	…	「学校支援ボランティア」など
消防本部	．．．．．	P 37～P 39
総務課	…	「消火栓用消火器具の整備に対する補助金」など
予防課	…	「住宅用火災警報器の設置」など
警防課	…	「救急講習」など

市長施政方針

今後の市政に臨む私の所信の一端を申し述べさせていただきます、議員各位及び市民の皆様のご理解と、より一層のご協力をお願い申し上げます。

令和2年12月に市長に就任してから3年余りが経過いたしました。この間、新型コロナウイルスの感染拡大や世界的な物価高騰など、社会情勢は大きく変化し、これまでどおりのやり方が通用しない困難な時代に直面しています。

このような中、私が就任当初からまず取り組んだのが、新型コロナウイルス感染症への対応であります。市民や医療従事者の協力のもと、ワクチン接種を迅速に進めたことで、県内でもトップクラスの接種率を達成いたしました。このほか、PCR検査費用に対する助成など着実な感染防止対策を実施するとともに、コロナ禍で落ち込んだ市内経済を下支えするため、プレミアムに一みん食一ぼんの配布や市内事業者への支援金支給などの支援を行いました。

災害からの早期復旧や被害を未然に防止する対策にも力を注いでまいりました。特に度重なる豪雨災害を受け、防災・減災の基盤整備の重要性がこれまで以上に増していることから、道路の防災対策や河川改修などに取り組むとともに、市街地の雨水・浸水対策も着実に進めており、令和6年度には完了する予定であります。今後も市民生活の安全安心のため、災害に強いまちづくりを行ってまいります。

令和3年9月のデジタル庁発足に象徴されるように、社会のデジタル化がここ数年で急速に進んでおります。本市におきましても様々な分野でDXに取り組んでまいりました。

教育分野では、電子黒板やタブレット端末を活用するとともにICT支援員を配置するなど、全国に先駆けて平成22年度からICT教育を取り入れており、コロナ禍においても双方向の授業を円滑に実施できました。令和4年度からは、地元企業と連携し、ドローンを活用した新たなプログラミング教育を導入し、県内初の取組として注目を集めているところであります。

農林業分野では、スマート農業の取組を支援するなど、ICT技術を活用した農業の効率化や高品質化に取り組んでまいりました。今後は、令和5年度に構築した「新見市森林管理用GISシステム」を活用し、森林境界の明確化や適切な経営管理に取り組むこととしております。

商工業分野では、JR西日本と連携した全国初の取組である、新見市オリジナルIC

O C Aを導入し、市内加盟店でのみ利用可能なポイントを付与することにより、地域内における経済循環の仕組みを実現いたしました。

国を挙げた取組であるカーボンニュートラル、脱炭素につきましては、本市においても、令和4年度にゼロカーボンシティ宣言を行い、令和5年3月には、脱炭素やSDGsの視点を取り入れた新しい環境基本計画を策定いたしました。

また、家庭での太陽光発電や蓄電設備、電気自動車の購入や省エネ家電の買い替えを支援したほか、市内公共施設においてP P A事業を実施するなど、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでおります。

このように、感染症や災害から市民の生命や財産を守るとともに、社会情勢の変化にも的確に対応してまいりました。同じく最重要課題としてきたのが人口減少対策であります。私は、市長就任時から、人口減少を抑制するために「ヒト・モノ・カネ」の流れを変える必要性を訴えてまいりました。

まず「ヒト」につきましては、定住促進と移住促進の両面から施策を展開するとともに、若い世代が結婚、子育てをしやすい環境づくりを進めてまいりました。

感染症拡大に伴う地方移住の機運の高まりも捉えながら、令和3年4月に定住促進室を新設し、さらに令和4年度には移住・定住推進課といたしました。本市への移住を考えられている方などへの相談対応や支援を行うとともに、空き家の活用支援の拡充やサテライトオフィス誘致など、人口減少対策としての移住・定住の推進に加えて、関係人口の増加にも取り組んでおります。

また、子育て支援につきましては、まずは出生祝金を令和3年度に一人当たり一律10万円に増額し、令和4年度からは国の施策である「出産・子育て応援給付金」10万円と合わせ、20万円を支給しております。さらには、令和5年4月に哲多認定こども園を開園したほか、物価高騰対策として子ども応援に一みんポイントの付与も実施いたしました。

次に「モノ」につきましては、安心して快適な生活のために、都市機能の充実やサービスを将来にわたって確保する施策を実施してまいりました。

「本市の玄関口として、にぎわい・交流の創出及び子育てを支える都市環境づくり」を目指す新見駅周辺のまちづくりでは、令和4年9月に基本構想を策定し、令和5年度には、その実現に向け、未来ビジョンの策定や基本構想に記載の様々な活動を行う官民一体組織である「新見駅周辺みらいプロジェクト」が発足しました。

また、地域に適した持続可能な交通ネットワークを構築するため、地域公共交通計画を令和5年3月に策定するとともに、新たな交通手段として予約型乗合タクシーを導入することとし、実証運行を経て本格運行のエリアを順次拡大しているところであります。

さらに、市街地循環バス「ら・くるっと」の利便性向上のため、市民に広く普及している新見市オリジナル I C O C A をはじめとする交通系 I C カードが利用できる環境を整備いたしました。鉄道につきましては、J R 伯備線、芸備線、姫新線を将来にわたって維持していくため、官民連携により、利用助成や啓発活動など各種利用促進策に取り組んでおります。

最後に「カネ」につきましては、稼げる地場産業の実現に向けて、あらゆる産業分野の成長に取り組んでまいりました。

農畜産業分野では、新規就農や規模拡大を目指す農業者の支援につなげるため、豊永営農団地を拡張したほか、本市が誇る特産品である千屋牛につきましても、畜産業者への各種補助金の大幅な拡充や優良雄牛の精液等の配布により、品質向上と生産拡大を図りました。

そのほか、市内事業所の担い手確保につきましては、WEB版の企業ガイド「ニイミノシゴト」を作成し、市内企業をPRしたほか、物価高騰対策として各種事業者を支援いたしました。

こうした様々な施策により、令和4年度における本市人口の社会増減数の目標値を達成するなど、確実に成果が現れているものと考えております。

人口減少対策は最重要課題であり、今後も強力に推進していく必要があります。中でも急速に進行する少子化への対応は喫緊の課題であります。本市ではこれまでも不妊治療への助成や18歳までの子ども医療費の無償化など、手厚い支援を行うとともに、令和5年8月から「こどもファスト・トラック」の導入、11月には「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行うなど、子育てしやすい環境づくりを進めているところであります。令和6年度においては、小中学校の学校給食費を実質無償化する助成制度の新設や保育所等への入所要件を緩和するなどの新見市版「こども誰でも通園制度」に取り組むことで、さらに子育て世代に優しく、子どもたちが健やかに幸せに成長できるまちづくりを目指してまいります。

また、市内産業の担い手確保にもこれまで以上に注力していく必要があります。人手不足があらゆる職種で全国的な問題となる中、運送業や建設業などにおいて時間外労働に規制が設けられる、いわゆる2024年問題が人手不足に拍車をかけることが懸念されます。また、本市においては、医療・介護の担い手不足が深刻な課題となっております。そのような中で、これまで以上に、若者などの担い手確保に取り組む必要があることから、市内事業所に就職した新卒者に最大で110万円を支給するなど、これまでの対策とは一線を画した大胆な施策を実施いたします。

人口減少をはじめとする諸課題に迅速かつ的確に対応し、市長就任1期目の総仕上げ

とするべく、令和6年度においては次の3本の柱を立て、市政を展開いたします。一つ目の柱は「移住・定住の推進」、二つ目の柱は「稼げる地場産業の振興」、三つ目の柱は「市民生活の安全安心と持続的発展」であります。

まず、「移住・定住の推進」であります。本市に住み続けたい人を一人でも多く増やすため、子育て支援をはじめ、医療・福祉・教育施策などを充実させてまいります。

子育て支援につきましては、保護者が負担する学校給食費相当分に対し、に一みんポイントを付与し、実質的に無償化することで子育て世代を経済的に支援することとしております。

加えて、入所要件にかかわらず、全ての子どもが市内の公立保育所や認定こども園へ通園できる新見市版「こども誰でも通園制度」を導入し、子育てしやすい環境を整えてまいります。

さらには、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア入院の対象期間を4か月から1年まで延長するとともに、利用できる医療機関等を拡充するなど、育児支援体制の充実を図ってまいります。

医療・介護分野につきましては、市民が地域で必要な医療・介護を受けられる環境を維持していくため、関係機関と連携し医療・介護従事者の確保に努めてまいります。

看護師の確保につきましては、看護学生奨学支援金制度に加え、市内医療機関に看護師として就職した方に対する定着奨励金制度を新たに創設いたします。

介護人材の確保につきましては、訪問介護事業所等で働くために必要な「介護職員初任者研修」を市内で開催するほか、市内介護事業所に就職した方に対する定着奨励金制度を新たに創設いたします。

また、新見市心身障害者医療給付の対象に精神障害者手帳1級所持者を新たに加え、医療費自己負担額の軽減を図ってまいります。

教育分野につきましては、小中学校におきまして、「郷土を愛する心」、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を柱に据え、プログラミング教育、論語教育などを活用して、知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成を目指した教育活動を引き続き推進してまいります。

また、大佐中学校区に導入することとしております小中一貫校につきましては、施設一体型新校舎の建設に向けた基本設計・実施設計に取り組んでまいります。

大学・高等学校の分野につきましては、新見公立大学の持続的な発展を目指し、施設改修等、必要な整備を進めるとともに、高校魅力化推進事業として、高校の指定する資格取得に係る検定料の助成を行うこととしております。

さらに、新見高等学校の魅力向上を図るため、学校連携コーディネーターの配置など、

高校と小中学校、大学、地域等の連携を引き続き推進するとともに、新たに部活動の支援や海外留学に対する助成を行ってまいります。

市外から人を呼び込む移住支援策といたしましては、若者・子育て世代の人口を増やすため、その世代の移住希望者を対象に、保育所等への体験入園を含む、本市での生活を体験できるプログラムを実施してまいります。

さらに、若年層を中心とした多拠点居住、転職なき移住など、多様なニーズに対応するため、引き続きサテライトオフィスの誘致にも積極的に取り組んでまいります。

このほか、新しく市街地を整備する金谷地区土地区画整理事業を着実に推進し、若い世代の市内定住など、人口減少の抑制を図ってまいります。

次に「稼げる地場産業の振興」であります。先ほども申し上げたとおり、市内産業の担い手確保に一層注力するとともに、デジタル技術を活用した生産性の向上や市内経済の活性化等に引き続き取り組んでまいります。

農業の分野につきましては、引き続き新規就農者の確保に積極的に取り組むほか、営農に必要な機械導入を支援し、新規就農者の経営発展を促進してまいります。

また、豊永営農団地の拡張により生産基盤の拡大を図るとともに、令和4年度から令和5年度かけて整備した選果場の充実した機能を最大限に活かし、本市の特産品であるブドウ、トマト、リンドウの高品質化と安定出荷につなげ、稼げる農業を推進してまいります。

有害鳥獣による農作物への被害につきましては、引き続き「被害防除」と「捕獲」の両輪で対策を講じることとしております。特にニホンザルによるブドウやモモへの被害が増加していることから、複合柵の設置に必要な費用に対する助成や、GPSによる位置データを活用した追い払い・捕獲など、効果的な対策を進めてまいります。

林業の分野につきましては、森林管理に必要な情報を一元管理できる「新見市森林管理用GISシステム」を令和5年度に整備いたしました。令和6年度からは森林環境譲与税を活用し、森林境界の明確化を実施してまいります。今後、これらの森林情報をもとに、効率的な森林整備を進めてまいります。

あわせて、皆伐後の確実な再生林を促進するため、これまでの各種補助事業に加えて、森林所有者に再生林に係る奨励金を支給する補助制度を新設し、持続可能な林業経営の実現につなげてまいります。

さらには、林業に必要な技術や知識の習得を支援する制度を新たに創設し、林業就業者の確保・育成を図ってまいります。

畜産業の分野につきましては、千屋牛の積極的な増頭を図るため、和牛改良事業補助金などの生産者支援に加え、牛舎・堆肥舎等の施設整備や草地刈取用機械等の導入を支

援してまいります。

さらには、自給飼料の生産拡大による畜産経営の安定化を図るため、粗飼料の収穫、保管に必要な機械設備の導入を支援してまいります。

本市の基幹産業である石灰産業をはじめとする鉱工業や商業・サービス業等につきましては、慢性的な人手不足が課題であります。このため、市内企業への関心を高め市内就職へとつながるよう、市内高等学校において企業自らが魅力をPRする市内企業説明会を新たに実施するほか、市内企業に就職する新卒者に対する奨励金を増額することで、労働力の確保に努めてまいります。

市内経済の活性化策といたしましては、新見市オリジナルICOCAによる地域経済のさらなる好循環の実現を目指し、通常、キャッシュレス決済時に1%の還元ポイントがあるところ、一定期間、高率の還元ポイントを付与するキャンペーンを実施いたします。

また、キャッシュレス決済端末を新規導入する事業者を支援することにより、キャッシュレス化の推進とともに登録加盟店の増加を図るほか、「モバイルICOCA」への乗り換えができる環境を整えるなど、利便性向上に取り組んでまいります。

観光の分野につきましては、新型コロナウイルス感染症の「5類」移行による観光需要の回復や、本年9月28日から11月24日にかけて県北12市町村で開催される「森の芸術祭 晴れの国・岡山」に伴い、本市を訪れる観光客の増加が見込まれております。

この機会を好機と捉え、芸術祭の会場となる満奇洞に加え、市内の観光・文化施設等にも訪問してもらうためのツアーを企画することで、観光消費の拡大、交流人口の増加につなげてまいります。

また、新見市文化財保存活用地域計画を令和6年度の完成に向けて策定を進めており、完成後はこれまで以上に市内の文化財を地域資源として有効活用してまいります。

ふるさと納税につきましては、公式サイトの実装を促るとともに、対面での広報、SNS等での情報発信に努めたことで、目標としておりました1億2千万円を超えるご寄附をいただくことができました。引き続き、本市の魅力溢れる特産品の認知拡大と返礼品の充実を努め、寄附金額の増加を目指してまいります。

最後に「市民生活の安全安心と持続的発展」であります。市民の皆様が安心して生活できる環境づくりを進めるため、公共交通をはじめとする各種サービスを維持・確保するとともに、近年の激甚化・頻発化する自然災害に対し、迅速かつ的確に対応する必要があります。

持続可能な交通体系の構築につきましては、乗合タクシーの運行エリアを計画的に拡

大することとしており、加えて、新たな予約システムの導入や交通系 I C カードの利用環境整備等により利便性の向上を図ってまいります。

また、バス路線の再編や鉄道をはじめとする公共交通機関の利用促進に引き続き取り組むこととしており、J R 芸備線につきましては、現に利用されている地域の皆様のことを最優先に考え、再構築協議会で議論してまいりたいと考えております。

防災・減災につきましては、防災機能の強化を図るため、新たな防災拠点となる市役所本庁舎附属棟整備事業を進めており、令和 5 年度に基本・実施設計が完了することから、令和 6 年度は建設工事に着手してまいります。

本市が持続的に発展していくためには、中心市街地における「まちのにぎわい創出」が重要な課題であります。

新見駅周辺のまちづくりにつきましては、この地域に関わる多くの方が、地域の価値の維持・向上に向けて、将来のビジョンを描き、共有し、賛同を得ながら育てていくという「地域主体のエリアマネジメント」の取組を進めてまいります。引き続き「新見駅周辺みらいプロジェクト」のメンバーを中心に、にぎわい創出に向けた様々なチャレンジを行いながら基本構想の実現を目指してまいります。

脱炭素の取組も本市の持続的発展に不可欠であります。2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、ゼロカーボンシティ宣言につきましては、県内の市としては初めて2030年に繰り上げてカーボンニュートラルの実現を目指すことといたしました。

令和 5 年の記録的な猛暑による市内農作物への影響など、気候変動の影響が顕在化している中、本市といたしましても、地球温暖化問題は危機的状況にあることを改めて強く認識しているところであります。

引き続き P P A 事業や家庭向けの脱炭素事業等を積極的に実施するなど、気候変動を緩和させるための実効性ある対策をさらに推進してまいります。

持続可能な地域づくりに向けた、小規模多機能自治の推進につきましては、これまでに 21 の地域運営組織が市内各地に設立され、それぞれが地域課題の解決に取り組まれているところであります。引き続き地域運営組織の設立や運営を支援するとともに、拠点施設などの活動環境の整備を進めてまいります。

以上の 3 本の柱に加えて、シティプロモーションにつきましても、令和 5 年度事業の成果を活かし、引き続き強力で推進してまいります。

まず、観光プロモーションといたしまして、全国的に知名度のあるタレントを起用し、市内観光地をめぐるウェブページを令和 5 年度に作成いたしました。この事業がターゲットとする活動的な女性を中心とした来訪を促すため、令和 6 年度には「美容」をキー

ワードにした新たな観光コンテンツを企画いたします。

また、令和5年度に、熱量の高いファンを集めたワークショップを開催いたしました。その結果を活用し、令和6年度は、ふるさと市民を対象に、本市ならではの体験や交流を企画し、これらのイベント等を通して、魅力を再発見していただくことで、愛着心の醸成を図り、さらなる関係人口の増加を目指してまいります。

以上、令和6年度の主要な施策について説明申し上げました。これらの各施策の達成を通じて、「ヒト・モノ・カネ」の流れを変え、「第3次新見市総合計画」の将来像に掲げた「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいみ」の実現を目指してまいります。

最後に、幕末の長岡藩の武士として、山田方谷先生に教えを請い、様々な改革を実行した、私の敬愛する河井継之助の言葉を紹介いたします。それは「民は国の本、吏は民の雇」という言葉であります。人こそが国家の基本であるという意味であり、幕末の武家社会において、民主主義的な価値観を持った河井継之助の先見の明を示す言葉です。私も同様に、新見市のかげがえのない宝である市民の皆様の信頼と期待に応えるべく、これからも全身全霊で職責を全うする所存であります。

市議会及び市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げて、私の施政方針といたします。

市からのお知らせ

総務部

●総務課

1 自主防災組織の設立・活動支援などについて

自主防災組織は、地域で自主的に設立する防災組織です。平時には防災訓練や危険箇所の確認・点検などを行い、災害発生時などいざというときには、避難の声かけや避難支援、避難所の運営などを行います。

市では、災害に強いまちづくりを進めるため、自主防災組織の設立や防災訓練などの活動を支援しています。

自主防災組織の設立を検討されている地域には、職員が出向いて説明を行いますので、お気軽にご相談ください。

自主防災組織を設立された場合、防災訓練の実施に要した経費や防災資機材の購入費用を補助しています。補助金を活用して、お住まいの地域の実情にあわせた防災訓練を行い、地域ぐるみで災害に備えてください。

また、地域における防災活動のリーダーとなる人材を育成するため、「防災士」の資格取得に必要な経費を補助しています。ぜひ、防災士となって地域防災力の向上にご協力ください。

補助金名	対象者	対象事業	補助金額
新見市自主防災組織支援事業補助金 ※毎年度申請可能	新見市自主防災組織設置要綱に基づき設立した自主防災組織	防災訓練の実施	防災訓練の実施に要する経費の全額 ※上限額：500円×加入世帯数または20万円のいずれか低い額 ※防災資機材整備に要する経費を除く。
		防災資機材の整備	防災訓練で使用する防災資機材の購入費用の総額に5分の4を乗じた額 ※上限額：2,000円×加入世帯数または40万円のいずれか低い額
新見市防災士育成事業補助金	市内に住所を有し資格取得後に地域で防災リーダーとしての活躍が見込まれる方	防災士資格の取得	資格取得に必要な研修講座受講料、試験受験料及び資格認証登録料の全額 ※上限額：63,800円 ※申請年度内に要資格取得 ※消防団員（分団長以上）の方などは、試験免除などの特例があります。

問い合わせ先：総務課危機管理室（電話72-6205）

2 土と土のう袋の提供について

事前の浸水対策用として、土と土のう袋を提供します。大雨が予想される場合には、あらかじめ、各自で早めに土のうの準備と設置をお願いします。

○提供場所 下水道課（正田330-62）及び各支局

- 提供日時 平日の8時30分から17時まで
- 提供方法 受付後、土のう袋を1世帯あたり20袋までお渡ししますので、ご自身で土のうを作成してお持ち帰りください。

※土のうは各自で保管してください。

※使わなくなった土のうは各自で処分をお願いします。

※大雨が予測される場合は、休日でも提供します。その際には、告知放送や市ホームページなどでお知らせします。

問い合わせ先：総務課危機管理室（電話72-6205）

3 各種相談について

専門の相談員が様々な悩みやトラブルなどの相談に応じ、場合によっては問題解決に必要な支援なども行います。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

なお、市では毎月、特設相談所を開設していますので、相談日時や場所などは毎月の市報「今月の相談窓口」をご覧ください。

相談員	相談できる主な内容	事前予約
人権擁護委員	人権に関する悩みごと	不要
行政相談委員	行政サービス・手続	不要
民生委員・児童委員	心配ごと、生活上の困りごと	不要
母子・父子自立支援員	ひとり親家庭、寡婦など	不要
家庭児童相談員	子どもや家庭に関する相談	不要
司法書士	登記、相続、遺言書など	不要
弁護士	法律問題全般	要 ※

※弁護士相談の予約先は、新見市社会福祉協議会（電話72-7306）です。

問い合わせ先：総務課総務係（電話72-6204）

4 岡山弁護士会による法律相談センターの開設について

岡山弁護士会が、法律相談センターを開設していますのでご利用ください。相談は、事前に岡山弁護士会への予約が必要で、原則有料（税込5,500円）です。

なお、市に住民登録がある方には、年度につき1回のみ無料となる相談券（なくなり次第終了）を総務課にて交付していますので、ご利用ください。

○日時・場所

毎週月曜日13:10から16:20の間で予約時に指定した40分間（祝日・年末年始を除く）

市役所南庁舎

○事前予約先

岡山弁護士会（電話086-234-5888）

※受付時間 9:00から16:30（土・日曜日、祝日を除く）

○無料相談券（年度につき1回のみ）

総務課総務係にて交付（岡山弁護士会へ予約後に申請をしてください）

問い合わせ先：総務課総務係（電話72-6204）

●総合政策課

1 地域運営組織の設立による小規模多機能自治の推進について

地域の課題を地域で共有し、解決を図りながら活性化に取り組む「小規模多機能自治」を推進するため、取組の中心となる「地域運営組織」の設立を進めています。このため、地域と行政とのパイプ役となる「地域担当職員」を配置し、各地域での意見交換会を通じて、地域運営組織の設立に向けた機運づくりや地域の「将来計画」の策定支援などに取り組んでいます。

また、地域の将来計画の実現に向けた取組に活用できる「小規模多機能自治一括交付金」制度や、収益を得ながら課題解決を図る取組に活用できる「自立促進交付金」制度を設け、地域運営組織の活動を支援しています。

詳しくは、総合政策課へお問い合わせください。

問い合わせ先：総合政策課協働推進係（電話 72-6143）

2 地域の集会に使用する公会堂施設整備費補助金について

地域の集会所整備に対する補助金をご活用ください。なお、補助には要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

○対象事業

事業費が10万円以上で、建物、安全施設（フェンス・外灯）、空調機器、防犯上必要なもの及び集会所機能を果たすために必要最小限のものを整備する費用が対象で、植栽、剪定、花壇整備など外構工事は対象外となります。なお、補助金を受けた年度から5年以内は当該補助金が活用できません（上下水道接続工事、耐震診断・補強計画作成・耐震改修工事、災害復旧工事は除く）ので、ご注意ください。

○補助金額

施設整備費の1/2以内（整備・施設の種類により下記金額が上限）

整備の種類	施設の種類	補助上限額
新築	利用戸数100戸以上のもの	500万円
	利用戸数50戸以上のもの	400万円
	利用戸数25戸以上のもの	300万円
	利用戸数10戸以上のもの	215万円
	利用戸数10戸未満で特に市長が認めたもの	175万円
増築・改築・移転 ・耐震改修	利用戸数が小学校学区、大字単位等の規模のもの	260万円
	上記以外のもの	100万円
修繕・模様替え・ 上下水道接続	利用戸数が小学校学区、大字単位等の規模のもの	160万円
	上記以外のもの	60万円
耐震診断・補強計 画作成		30万円

問い合わせ先：総合政策課協働推進係（電話 72-6143）

3 地域づくり推進事業補助金について

地域活動に対する補助金をご活用ください。申請は事業の実施前に行う必要がありますので、活用を検討される場合は必ず事前に総合政策課へご相談ください。

○補助金名

新見市地域づくり推進事業補助金

○対象団体

活動拠点が市内にある次の団体（地域運営組織を除く）を対象とします。

- ・地域住民が参画する組織で、規約などを定めて活動する団体
- ・交流イベントなどを実施する団体、実行委員会などの任意組織

○対象事業

補助対象事業費が1事業あたり3万円以上の事業が対象です。複数事業をまとめて申請することも可能ですが、同一団体からの申請は年度内に1回限りです。

※コミュニティビジネス事業は別途の申請が可能です。

補助対象となる事業	補助対象とならない事業
<ul style="list-style-type: none"> ○地域や市の特色を活かした交流・活性化につながる事業 ○市外からの移住希望者などを受け入れるための体制づくり事業 ○美しい景観の維持や里山の保全などの自然環境の保護につながる事業 ○健康維持・増進につながる事業 ○地域の社会福祉につながる事業 ○地域の歴史・文化の保存継承事業 ○農業の担い手確保につながる事業 ○コミュニティビジネス事業 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○他の補助金等を受ける事業 ○宗教や政治活動を目的とする事業 ○視察事業 ○営利目的の事業（コミュニティビジネス事業を除く） ○公序良俗に反する事業 ○特定の人が利益を受ける事業（コミュニティビジネス事業を除く） ○施設の整備・修繕事業 ○趣味のサークル団体などが行う発表会 など

○対象経費

事業実施に直接必要となる経費が対象です。詳しくはお問い合わせください。

○補助金額 対象経費の2/3以内（千円未満切り捨て）

○限度額 25万円（ただし、コミュニティビジネス事業は45万円）

問い合わせ先：総合政策課協働推進係（電話72-6143）

4 認可地縁団体について

行政地区・町内会などには法人格が与えられていなかったため、地域で維持管理する土地や建物（集会所）の登記は、代表者の個人名義や共有名義でしか登記が行えませんでした。そのため、代表者の変更や共有者の相続など、財産上の問題が地域での共同活動の妨げとなることがありましたが、地縁団体として市の認可を受ければ、認可地縁団体名義で不動産の登記等ができるようになりました。

これまでは、不動産の保有が認可の条件でしたが、不動産を保有せず、高齢者等への生活支援や地域の特産品開発などを行っている地縁による団体が増加していることから、認可の目的が「地域的な共同活動を円滑に行うこと」と改められ、不動産の保有有無に関わらず、認可地縁団体となることが可能になりました。

申請をお考えの場合は、事前に総合政策課へご相談ください。

問い合わせ先：総合政策課協働推進係（電話72-6143）

5 地域共生推進センター棟について

新見公立大学内地域共生推進センター棟を、会議、研修会、講演会等でご利用ください。

- ・講堂（４００人収容が可能です。）
- ・控室（講堂で催し物を行う際の控室等でご利用ください。）
- ・ＩＣＴ教室（電子黒板を使った小規模（３０人程度）の会議等が可能です。）
- ・地域共生講義室（２０人、６０人、１２０人、２００人収容の部屋があります。）
- ・ミーティングルーム（小規模（１５人程度）の会議等が可能です。）
- ・コミュニケーションカフェ（パンやパスタ等を販売する売店が隣接しています。）
- ・談話室（最上階にあり市街地が一望できます。無料でご利用いただけます。）

○使用料

基本使用料（１室１時間あたり）

講堂		2,500円
控室		200円
ICT教室		500円
地域共生講義室	20人室	200円
	60人室	500円
	120人室	1,000円
	200人室	1,500円
ミーティングルーム		200円

※施設の利用には事前の申込みが必要です。

加算使用料

入場料を徴収する場合	基本使用料の50%
営利目的で使用する場合	基本使用料の50%
開館時間外に使用する場合	基本使用料の100%
冷暖房を使用する場合	基本使用料の50%
新見市住民以外の方が使用する場合	基本使用料の50%

○利用申込先

新見公立大学地域共生推進センター（電話 72-0634）

○開館時間

10:00～18:00

○休館日

- ・祝祭日、年末年始（12月28日～1月4日）
- ・館内整理期間

地域共生推進センター1階にはコンビニやベーカリーがあります。ベーカリーでは焼きたてのパンやパスタ等を販売しており、どなたでもご利用いただけます。パンは（火、木、金）に販売しています。コンビニの営業時間は9:00～21:00です（学生の授業がない期間は休業）。

問い合わせ先：新見公立大学地域共生推進センター（電話 72-0634）

総合政策課大学連携推進室（電話 72-6143）

6 高等学校生徒通学費助成金事業について

市内高校への通学定期券購入費に対し助成を行います。(ただし、令和6年度入学生までを対象とします。)

○対象 新見市内の高等学校への公共交通機関通学定期券購入費

○助成額 通学定期券金額の2分の1の額

ただし、鉄道を利用する場合は特急料金を除いた額

問い合わせ先：総合政策課大学連携推進室（電話72-6143）

7 高等学校生徒資格取得助成金事業について

市内高校に通う生徒が、高校が指定する資格に合格した場合、取得に係る検定料などの助成を行います。

○対象 高校が指定する資格に合格した場合の取得に係る検定料など

○助成額 資格取得に係る検定料などの2分の1の額（上限2万円）

問い合わせ先：総合政策課大学連携推進室（電話72-6143）

8 新見高校生徒留学支援事業について

長期休暇中に英語圏へ短期海外留学する新見高校生に対し経費を助成します。

○対象 英検準2級取得者を対象とし長期休暇中に英語圏へ短期海外留学（ホームステイ等）する新見高校生

○助成額 経費の3分の2の額（上限30万円）

問い合わせ先：総合政策課大学連携推進室（電話72-6143）

9 男女共同参画プラザについて

男女共同参画社会の実現を目指し、情報提供や相談窓口の拠点として新見市男女共同参画プラザを設置しています。

対人関係や家庭のこと、配偶者やパートナーからの暴力（DV）、セクシャルハラスメント、就業など、さまざまな悩みについて女性相談員が解決のお手伝いをしています。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

また、男女共同参画に関する情報紙の閲覧や図書貸し出しも行っています。

○相談方法

・電話相談 ☎72-6159

・来室相談 ※可能な範囲で電話予約をしてください。

・インターネット相談 ※市電子申請サービスで受け付けています。詳しくは市ホームページをご確認ください。

○開館日時

毎週水・木・金曜日 9:15から17:15まで

※祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

○場所

新見公民館3階（新見823-1）

問い合わせ先：総合政策課企画政策係（電話72-6143）

●移住・定住推進課

1 空き家情報の募集・空き家活用推進事業補助金について

本市へ移住したい方や市内で転居したい方などに空き家情報を提供する「空き家情報バンク」を運営しています。市内で、「売ってもよい・貸してもよい」という空き家の情報がありましたら、ご連絡ください。

また、空き家の利活用や移住・定住者の確保を目的として、移住・定住（希望）者に対して、次のとおり補助金を交付します。

項 目	条 件 等
補 助 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ○定住するために転入する方又は転入後3年未満の方 ※条件により、移住希望者などへ空き家の賃貸などを行う空き家所有者も対象となることがあります。 ○市内在住者のうち、40歳以下の方、または中学校を卒業するまでの子を養育している方 ○申請時に空き家の購入、賃貸などが決定している方 ※3親等内の親族間で行う空き家の売買や賃貸などの取引を除く。 【対象者や交付の条件をすべて満たすことが必要】
補 助 の 種 類	<ul style="list-style-type: none"> ①購入補助 空き家の購入に必要な費用の一部を補助 ②改修補助 空き家の改修に必要な費用の一部を補助 ※対象事業費が30万円以上で市内業者が改修工事を行うこと。 ③家財整理補助 空き家の家屋内に残された家財道具の処分に必要な費用の一部を補助 ※対象事業費が10万円以上で市内の専門業者が処分を行うこと。

※この他にも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

その他、移住・定住や空き家の活用に関する相談を随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先：移住・定住推進課定住対策係（電話72-6114）

2 移住定住奨励事業について

新規学卒者等やI J Uターン者が、市内に定住し、新たに市内または通勤可能な市外の事業所に就業された場合に、に一みんポイントを付与します。

●新規学卒者等

項 目	条 件 等
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ○新見市に住所を有し、卒業(中退)の日から6か月以内に、新たに市内または通勤可能な市外事業所に就業した新規学卒者等で、5年以上定住する意思を示した人 ○新見市就農奨励金等の支給対象でない人 ○生活保護の被保護者でない人 ○転勤その他の理由により転出する予定のない人 ○暴力団関係者でない人

付与額	○1人あたり 10万ポイント（1回限り）
付与方法	○本人のＩＣＯＣＡ（カード）に付与します
申請手続	○雇用開始の日から6か月以内に、申請書に次の書類を添付して申請してください。 【添付書類】 ①卒業証明書または卒業証書等の写し（卒業の日がわかるもの） ②雇用証明書または雇用契約書など雇用開始日及び雇用が確認できる書類 ③誓約書 ④その他市長が必要と認める書類

● I J U ターン者

項目	条件等
対象者	○転入前に市外に1年以上居住していた人 ○転入後1年以内に、新たに市内または通勤可能な市外事業所に就業した人で、5年以上定住する意思を示した人 ○新見市就農奨励金等の支給対象でない人 ○生活保護の被保護者でない人 ○転勤その他の理由により転出する予定のない人 ○暴力団関係者でない人
付与額	○1人あたり 20万ポイント（1回限り）
付与方法	○本人のＩＣＯＣＡ（カード）に付与します
申請手続	○雇用開始の日から6か月以内に申請書に次の書類を添付して申請してください。 【添付書類】 ①戸籍の附票等 I J U ターンしたことが確認できる書類 ②雇用証明書または雇用契約書など雇用開始日及び雇用が確認できる書類 ③誓約書 ④その他市長が必要と認める書類

※住民票を異動していない大学生等であっても、市外へ居住していたことが確認できる場合は対象となりますのでご相談ください。

問い合わせ先：移住・定住推進課定住対策係（電話72-6114）

● 税務課

1 家屋の取壊しや土地の地目変更等の届出について

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（事業用資産）を所有している個人や法人に、毎年1月1日現在の状況により課税されます。

所有している土地や家屋の状況に変更があった場合には、税務課へ届け出てくださ

い。届出書は、市ホームページからダウンロードできるほか、税務課、各支局・市民センターに備えています。

○届出が必要な場合

- ・家屋を取り壊した場合
- ・家屋を新築・増築した場合
- ・未登記の家屋の名義を変更した場合
- ・土地の用途を変更した場合（新たに駐車場を造成するなど）

届出が遅れると、一度に多くの固定資産税を納めることになったり、納めすぎた税金の還付が遅れたりすることがありますので、ご注意ください。

なお、農地を新たに造成する場合や他の用途に転用する場合には、事前に農業委員会へ届けてください。

問い合わせ先：税務課資産税係（電話 7 2 - 6 1 1 7）

2 市税の口座振替及び納付について

電気・電話料金と同様に、市税も下記の取扱金融機関の口座から振替納税できます。窓口で納める手間が省け納付忘れもありませんので、ぜひお申し込みください。

○取扱金融機関

備北信用金庫、中国銀行、トマト銀行、山陰合同銀行、ゆうちょ銀行（郵便局）、晴れの国岡山農業協同組合

○申込手続等

預金口座のある上記の取扱金融機関でお申し込みください。

申込手続には、納税通知書、預金通帳、通帳届出印が必要です。

なお、口座振替日は納期限の日になります。

また、コンビニやスマホ決済での納付も可能となっておりますので、ご利用ください。

問い合わせ先：税務課収税係（電話 7 2 - 6 1 1 6）

3 納税等に係る公平性の確保について

市税、介護保険料、保育料、上下水道料金などに滞納があった場合、新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例に基づき、新見市子育て支援金、新見市子牛生産奨励補助金、新見市制度融資利子補給金などの行政サービスが受けられない場合があります。

これは市税などの納付に対する意識の高揚と公平性の確保を図ることを目的としたものです。

市税などは、必ず納期限までにお支払いください。

問い合わせ先：税務課収税係（電話 7 2 - 6 1 1 6）

●情報政策課

1 告知放送機器の修理などについて

告知放送機器の不調、インターネット・IP電話の障害は、情報政策課又は下記のサポートセンターで受け付けています。随時お問い合わせください。

また、告知放送機器の新規設置、リフォームなどに伴う移設・撤去については、工事に日数を要する場合がありますので、お早めにお問い合わせください。

- 連絡先 ソフトバンク光シティサポートセンター
- 電話番号 0120-964-761（フリーダイヤル）
- 受付時間 10:00～18:00（年中無休）

問い合わせ先：情報政策課情報管理係（電話72-3154）

2 ページング放送の利用申請について

総代の方は、自宅電話・携帯電話から告知放送機器を通じて、地区内のご家庭へ連絡事項を一斉放送できる「ページング放送」が利用できます。

新たに利用を希望される方は、お問い合わせください。

問い合わせ先：情報政策課情報管理係（電話72-3154）

3 新見市公式ポータルサイトアプリ「新見まちナビ」について

市からの最新のイベント情報や防災情報、告知放送でのお知らせ内容を文字と音声で配信するほか、手続きがオンラインで完結できるデジタル申請機能もあります。

見やすく使いやすいアプリとなっており、スマホやタブレットからすばやく手軽に取得することができます。

下記のQRコードからダウンロード（無料）のうえ、ご利用をお願いします。

○アプリのダウンロードはこちら ➡



App Store



Google Play

問い合わせ先：情報政策課情報管理係（電話72-3154）

福祉部

●市民課

1 国保・後期高齢者人間ドックについて

本市に住所を有する40歳以上の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした人間ドックの費用助成をしています。

自身の健康管理にお役立てください。

○対象者 申込日及び受診日に、国民健康保険被保険者又は後期高齢者医療制度の被保険者である者、かつ受診日において国民健康保険税の滞納がない世帯の方又は後期高齢者医療保険料の滞納がない方

○申込先 新見市指定の人間ドック医療機関に直接申込み

○申込期間 4月1日から5月31日まで

○実施期間 6月1日から翌年1月31日まで

○内容 <国保> (基本コース) 短期ドック、脳ドック
(追加コース) 乳がん検診、子宮頸がん検診、前立腺検査
<後期高齢者> 短期ドック ⇒R6年度から自己負担額を変更しています
※国保・後期高齢者で助成内容が異なります。

問い合わせ先：市民課国保年金係（電話72-6123）

2 国保20歳～49歳の健康診査・特定健康診査無料化について

新見市国民健康保険被保険者で、20歳から49歳（令和7年3月31日現在の年齢）の方を対象に、若い世代の健診を受ける習慣づくりや健康意識の向上を目的として、自己負担額を無料にしています。

自身の健康状態を確認すると共に、生活習慣病の早期発見、早期治療により重症化を予防し、健康な体を維持するためにもぜひご利用ください。

問い合わせ先：市民課国保年金係（電話72-6123）

●環境課

1 粗大ごみ処理券の取扱販売所について

粗大ごみ処理券は環境課、各支局・市民センター、市内全ての郵便局（簡易郵便局を除く）で購入できます。

取扱郵便局	井倉、唐松、草間、正田、菅生、千屋、豊永、新見、足立、上市、熊谷、本町、刑部、田治部、神代、新郷、新砥、本郷、万歳、野馳、矢神
-------	---

問い合わせ先：環境課衛生係（電話72-6124）

2 各種補助金について

各種補助金などをご活用ください。詳しい内容はお問い合わせください。

補助金等名	対象経費	補助金等の額	申請時期
ごみ減量化協力団体報奨金		一般家庭から出る資源物（古新聞、アルミ缶など）をPTA、町内会などが回収した場合に1kg当たり5円	事後 実施日の属する年度の3月31日までに申請
環境衛生施設等整備事業補助金	行政地区などが概ね10世帯以上で整備するごみ箱の設置・修理費	対象経費に1/2を乗じた額（上限5万円）	事前に相談を要する
住まいの脱炭素促進事業補助金	住宅用太陽光発電システム設置費（自家消費）	出力1kW当たり2万5千円（上限10万円）	事後 導入日から90日以内に申請
	住宅用蓄電池、V2H充放電設備設置費	対象経費に1/10を乗じた額（上限15万円）	
	電気自動車用普通充電器設置費	対象経費に1/5を乗じた額（上限5万円）	
暮らしの脱炭素促進事業補助金	電気自動車本体購入費	車両本体価格に1/10を乗じた額（上限30万円）	事後 購入日から90日以内に申請
	生ごみ処理機購入費	補助対象経費に1/2を乗じた額（上限3万円）	
火災残さ処理費補助金	火災残さの取壊し及び処分に要する経費	対象経費に1/3を乗じた額（上限20万円）	事後 被災後90日以内に申請
蜂の巣駆除費補助金	スズメバチの巣の駆除に要する費用	対象経費に1/2を乗じた額（上限1万円）	事後

問い合わせ先：環境課環境政策係（電話72-6124）
環境課衛生係（電話72-6124）

●交通対策課

1 各種補助金について

各種補助金などをご活用ください。詳しい内容はお問い合わせください。

補助金等名	対象経費	補助金等の額	備考
防犯灯設置事業補助金	行政地区などが行う防犯灯の設置費	・LED型防犯灯1灯（上限1万5千円） ・上記以外の防犯灯1灯（上限1万円）	申請は事前申請のため設置前にご相談ください

自動車急発進防止装置整備費補助金	市内に住所を有し、居住している65歳以上の方を対象に、自動車急発進防止装置の購入・設置費用の一部を補助	対象経費に2/3を乗じた額 (上限10万円)	申請は事前申請のため設置前にご相談ください
自転車用ヘルメット着用促進補助金	自転車用ヘルメット1個分を購入する際に支払った費用から、消費税、送料を差し引いた額	補助対象経費に対して、下記の相当額をにーみんポイントで交付 <ul style="list-style-type: none"> ・3,000円以上 3,000円 ・2,000円以上3,000円未満 2,000円 ・1,000円以上2,000円未満 1,000円 	SGマークなどの安全基準に適合したものが対象

問い合わせ先：交通対策課生活安全交通係（電話72-6122）

2 交通事故相談について

交通事故に関するいろいろな悩み事について、専門の相談員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

○開設日時・場所

毎月第2金曜日 10:00から15:00まで
市役所ふれあい会館2階会議室

問い合わせ先：交通対策課生活安全交通係（電話72-6122）

3 消費生活相談について

メールやハガキなどによる架空請求や、頼んだ覚えのない商品を送りつけられ多額の費用を請求されるなど、各種消費者トラブルについて、専門の相談員が相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

○開設日時・場所

毎月第1木曜日 10:30から15:00まで
市役所ふれあい会館2階会議室

問い合わせ先：交通対策課生活安全交通係（電話72-6122）

●福祉課

1 避難行動要支援者の台帳登録について

災害時に自力避難が困難な方を把握し、災害発生時の避難支援活動や安否確認に役立てるため、避難行動要支援者の台帳を整備しています。

この台帳には、対象者の氏名、住所、生年月日、電話番号のほか、緊急時の連絡先

や避難支援者、避難場所などを登録しています。

登録された情報は、市役所内の関係各課、民生委員、社会福祉協議会、消防署、警察署、自主防災組織などに必要に応じて提供します。

対象者の方でまだ登録をされていない場合は、登録をお願いします。

また、内容に変更が生じた際にはご連絡ください。

○対象者

次の要件のいずれかに該当する市内に居住する在宅の方です。

- ・要介護認定3～5を受けている方
- ・身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く）の方
- ・療育手帳Aを所持する方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の方
- ・県、市の生活支援を受けている難病患者の方
- ・自主防災組織等が支援の必要性を認めた方

問い合わせ先：福祉課福祉政策係（電話72-6126）

2 民生委員・児童委員の活動について

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、様々な相談に応じ、必要な支援やサービスへつなげるために、関係機関との「パイプ役」として活動しています。また、子どもや高齢者など地域の見守りや訪問活動を行い、地域の把握に努めています。民生委員・児童委員のうち、子どもに関することは主任児童委員が主に担当しています。

高齢者や障害をお持ちの方で支援が必要なとき、子育てや介護での心配や不安、生活に困窮しているなど困ったことがあるときは、お住まいの地域の民生委員・児童委員、主任児童委員へご相談ください。また、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員についてなど、ご不明な点はお問い合わせください。

なお、地域の独居高齢者・高齢者世帯の把握のため、毎年世帯の状況調査を行っていますのでご協力をよろしくお願いします。

問い合わせ先：福祉課生活支援係（電話72-6126）

3 生活にお困りの方の相談について（生活困窮者自立支援制度）

生活や仕事に関することで困り事や不安を抱えている方の自立を支えるために、社会福祉協議会内にある新見市生活相談支援センターでは次の相談支援をしています。

○自立相談支援事業

相談者の困り事や不安を聞き、相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、生活の安定に向けた継続的な相談支援を行います。

○家計改善支援事業

家計（お金の使い方）に関する相談に応じ、相談者が適切な家計管理ができるように助言や支援を行います。

○住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産収入などに関する条件を満たしている方が対象です。

問い合わせ先：福祉課生活支援係（電話 72-6126）

社会福祉協議会（電話 72-7306）

●高齢者支援課

1 緊急通報事業の利用申請について

緊急通報事業の利用登録をされた方は、急病などの緊急時に告知放送機器の赤色の通知ボタンを押せば、あらかじめ指定された協力員へ音声放送とメール送信で緊急事態を知らせることができます。利用を希望される方は高齢者支援課または各支局にある申請書に記入して、協力員となる方の承諾書とともに提出してください。

○利用対象者

- ・ 65歳以上の高齢者
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者

○協力員

協力員は、緊急を知らせた時に対応いただく近隣住民などのボランティアです。緊急通報が入ったときは、発信者の状況を確認してください。

問い合わせ先：高齢者支援課高齢者福祉係（電話 72-6125）

2 敬老会補助金について

今年度中に75歳以上となる方が対象で、敬老会を開催される場合は1人当たり1,500円、敬老会を開催せず記念品を配布するのみの場合は1人当たり500円の補助金を交付します。ただし、地域運営組織が設立された地域は対象外となります。

なお、昨年度（隔年実施の場合は令和4年度）までに敬老事業を実施された団体の代表者には、補助金交付申請書類を4月下旬に送付します。

地域全体で高齢者をあたたかく支えるまちづくりを推進するためご活用ください。

問い合わせ先：高齢者支援課高齢者福祉係（電話 72-6125）

3 高齢者等タクシー利用助成事業について

日常生活の利便性の向上と経済的負担の軽減、社会参加の促進を目的に、タクシー利用料金の一部を助成します。助成内容は、1枚500円として使用できる助成券を1か月あたり6枚交付します。

助成を受けるには、高齢者支援課または各支局にある申請書に記入し、必要書類を揃えて提出してください。

○対象者

新見市に住民登録があり、運転免許を保有していない方で、次の要件のいずれかに該当する方です。

- ・ 75歳以上の方
- ・ 要介護1以上の認定を受けている方
- ・ 身体障害者手帳1級または2級を所持する方
- ・ 療育手帳Aを所持する方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方

○必要書類

- ・ 申請書
- ・ 顔写真（縦4.5cm×横3.5cm）
- ・ 運転免許の返納を証明するものの写し（おかやま愛カードなど）
- ・ 各種手帳などの写し

問い合わせ先：高齢者支援課高齢者福祉係（電話72-6125）

●健康医療課

1 新型コロナワクチン接種について

新型コロナワクチンの全額公費による接種は、令和6年3月31日で終了しました。

今後は、毎年秋冬に、主に65歳以上の方を対象とした定期接種を行います。また、任意接種として、接種可能なすべての方を対象として、時期を問わず自費で接種可能となります。詳しくは、市報にいみ等でお知らせします。

問い合わせ先：健康医療課親子保健係（電話72-6129）

2 愛育委員の活動について

愛育委員は、乳児から高齢者まで生涯にわたる市民の健康づくりをお手伝いするため、行政や地域の団体などと連携を図りながら活動しています。

今年度は、6月から8月に総合検診の受診勧奨、8月から9月に女性のがん検診の受診勧奨をします。

問い合わせ先：健康医療課親子保健係（電話72-6129）

3 健康づくりガイドブックの配布について

成人検診の日程や料金等の詳細、成人・高齢者の予防接種などの健康情報を盛り込んだ冊子です。

市報にいみ5月号と併せて配布をお願いします。

問い合わせ先：健康医療課健康づくり係（電話72-6129）

4 総合検診の受診について

総合検診には「健康診査」と「がん検診」があり、受診方法は各地区で行う「集団検診」と市内の各医療機関で行う「個別検診」があります。

健康診査を受診する際は、受診券と健康保険証が必要です（がん検診のみを受診する場合は不要）。

日程や料金など詳しくは、「健康づくりガイドブック」をご覧ください。

問い合わせ先：健康医療課健康づくり係（電話72-6129）

5 にいみ24時間安全安心相談ダイヤルについて

急な病気や自身の健康、家族の介護などについて、24時間いつでも、どこにいても、医師、看護師、保健師などの専門スタッフに無料で電話相談できます。携帯電話に電話番号を登録し、旅先の急病時などにもご利用ください。

※電話番号 0120-337-089 (無料)

問い合わせ先：健康医療課地域医療係 (電話72-6130)

●子育て支援課

1 子育て支援について

各種子育て支援事業を実施していますので、ご利用ください。

○子育て広場

0歳児から小学校就学前までの子どもとその保護者が、無料で利用できる子育て広場を開設しています。保育士や他の親子と交流して自由に遊んだり、行事への参加や育児の相談もできますので、お気軽にお越しください。

名称	開設日時	場所	電話
にいみ子育てカレッジ交流ひろば「にこたん」	火曜から土曜 10:00～16:00	新見公立大学内	72-0634
大佐子育て広場	火・木曜 9:00～16:00	大佐子育て広場	98-2572
ももっこ広場 しんごう	火・金曜 9:00～16:00	神郷保健センター内	92-6111
哲多子育て広場	月曜から金曜 9:00～16:00 ※水・金曜は保育士不在	哲多総合センター内	96-2010
哲西子育て広場	月・水・金曜 10:00～15:00 毎月1回土曜 10:00～12:00	きらめき広場・哲西内	94-2143

※祝日・年末年始は休み

問い合わせ先：子育て支援課子育て支援係 (電話72-6115)

2 ファミリー・サポート・センターについて

育児の援助を受けたい方(依頼会員)と、育児を援助する保育サポーター(提供会員)が、有償で助け合うファミリー・サポート・センターをにいみ子育てカレッジ内に開設しています。

残業や休日出勤、急用や病気などの時にご利用ください。なお、依頼会員・提供会員ともに会員登録(無料)が必要です。

○依頼会員(育児の援助を受けたい人)

新見市内に住所があり、生後6か月から小学生までの子どもを養育している人

○援助の内容

- ・保育所、認定こども園などへの送迎
- ・保育所、認定こども園、小学校の終了後や休みのときの保育
- ・学校行事や冠婚葬祭に出かけるときの保育

- ・産前・産後で手助けが欲しいときの保育
- ・子育てを手伝って欲しいとき など

○利用料金

活動日	活動時間 (預ける時間)	利用料金基準額 (1時間あたり)	備考
月曜から 金曜の平日	7:00~19:00	700円	料金は、依頼会員が 提供会員にその都度、 直接支払います。
	上記以外	800円	
土・日曜、祝日	終 日	800円	

※依頼会員の子ども1人につき、1時間あたり500円の利用助成金があります。
ただし、依頼会員の子ども1人につき、1月当たり40時間が助成の上限です。

問い合わせ先：にいみ子育てカレッジ（電話72-0634）
子育て支援課子育て支援係（電話72-6115）

3 子育て親子交流事業補助金について

就学前後の親子が広く交流し、地域ぐるみで子育て支援活動を行う団体に対して、活動に係る経費を補助します。

○対象

市内の子育て中の親子の団体（ただし、次の条件をすべて満たすもの）

- ①児童10人以上で、3分の2以上が就学前児童であること
- ②一つの小学校区あたり一つの団体であること（ただし、一つの小学校区内で団体を結成することが困難な場合、複数の小学校区で団体を結成することも可能）
- ③会の規約を制定していること

○補助対象基準額

上限15万円（ただし、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額と、補助対象基準額を比較して、少ない方）

問い合わせ先：子育て支援課子育て支援係（電話72-6115）

4 家庭児童相談について

全ての子ども（0歳～18歳）とその家庭および妊産婦を対象に、子どもに関するさまざまな相談に対して、専門的・継続的に相談・支援を行います。

専門の相談員が、お話をうかがい、必要に応じて関係機関と連携し、それぞれの家庭にあったサポートを行います。

問い合わせ先：子育て支援課こども福祉係（電話72-6115）

新見市の子育て支援

※市のホームページ



にいみ子育てガイドブック

※さまざまな子育て制度をまとめた冊子です。



産業部

●農業畜産振興課

1 お困りの農地について

農家の高齢化や後継者不足などにより遊休農地が増えることを防ぐため、担い手に農地を集積することで農地の有効利用や農業経営の効率化を図る「農地中間管理事業（都市計画区域を除く）」などの支援制度をご紹介し、地区の農業委員、農地利用最適化推進委員と連携を取りながら利用権設定などの手続をお手伝いします。

「農地を所有しているが高齢で農作業ができなくなった」、「農地を相続したが農業をする予定がない」などの悩みをお持ちの方は、ご相談ください。

併せて、農地の借り受けを希望される方もご相談ください。

○農地を預ける場合の条件（所有者）

耕作可能な農地であること。

○農地を借りる場合の条件（耕作者）

- ・農業経営の規模拡大を希望される方
- ・新たに農業を始めたい方
- ・利用権設定期間中、誠実に営農される方

○人・農地プランから地域計画へ

今後、高齢化や人口減少の進行により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。このような中で、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題のため、国においては人・農地プランを見直し、新たに「地域計画」を定めることが法定化されました。

市内においても、各地域で農地利用の将来計画となる「地域計画」を策定しますので、地域農業の在り方について、話し合いを希望される地域は、ご相談ください。

問い合わせ先：農業畜産振興課農業畜産係（電話72-6133）

農業委員会事務局（電話72-6106）

2 日本型直接支払交付金事業について

農業の多面的機能（自然環境・景観の保全など）の維持・発揮のための地域共同活動に対して交付金による支援を行います。

地域において新たにこれらの交付金を活用した取組を検討される場合には、説明会を開催しますので、お気軽にご相談ください。

○多面的機能支払交付金

水路・農道・法面など、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域共同作業（法面の草刈り、水路の泥上げなど）に対する交付金です。

○中山間地域等直接支払交付金

傾斜の大きな農用地を維持・管理していくための活動などを行う場合、面積に応じて支払われる交付金です。

問い合わせ先：

○多面的機能支払交付金 農業畜産振興課耕地係（電話72-6135）

○中山間地域等直接支払交付金 農業畜産振興課鳥獣対策係（電話72-6133）

3 鳥獣被害防止対策事業について

有害鳥獣から農作物を守るため、次の事業を実施しています。

○有害鳥獣防護柵設置に対する補助

電気柵やトタンなどの有害鳥獣防護柵設置経費の半額（上限あり）を補助します。なお、申請前に事業着手された場合は、補助金が交付できませんので、必ず事前にご相談ください。

○有害鳥獣追い払い用花火の配付について

農作物鳥獣被害軽減のため、動物追い払い用花火を年3回配付しています。対象者は煙火消費保安手帳を所持し、市内に農地を所有している農業者の方です。

○集落研修会の開催について

農作物の鳥獣被害を防止するためには、地域ぐるみで対策に取り組むことが効果的です。市では、地域に出向いて研修会を開催しています。鳥獣被害にあわないための地域づくりについて、研修をご希望の地域はお気軽にご相談ください。

問い合わせ先：農業畜産振興課鳥獣対策係（電話72-6133）

4 親元就農助成金制度について

本市に定着する新規就農者の積極的な確保に取り組み、深刻な担い手不足の解消と産地の維持・拡大につなげることを目的として、国や岡山県が主催する社会人就農研修等の研修費や交通費に対する支援を行っています。

この制度は、親元へ就農し規模拡大を図るUターン者等が対象です。

問い合わせ先：農業畜産振興課農業畜産係（電話72-6133）

●林業振興課

1 立木の伐採について

地域森林整備計画の対象森林において立木（竹を除く）を伐採する場合、森林法に基づき事前に届出・許可が必要です。（地域森林整備計画の対象森林への該当の有無は、林業振興課へお問い合わせください。）

森林の種類	伐採種		林種	手続き	届出・申請期限	届出・申請先
普通林	主伐	皆伐 択伐	人工林 天然林	届出	90～30日前まで	新見市 林業振興課
	間伐					
保安林	主伐	皆伐	人工林 天然林	許可	皆伐面積の限度公表 があった日から30 日以内	岡山県 備中県民局 新見地域森林課 (72-9169)
		択伐	人工林	届出	90～20日前まで	
	天然林		許可	伐採しようとする日 の30日前まで		
	間伐		人工林 天然林	届出	90～20日前まで	新見市 林業振興課

また、立木の伐採後（間伐を除く）及び造林後には各種届出（普通林については「伐採に係る森林の状況報告書」及び「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」、保安林については岡山県備中県民局新見地域森林課へお問い合わせください。）の提出が必要です。

問い合わせ先：林業振興課林業振興係（電話 7 2 - 6 1 3 4）

2 新見産材使用住宅の建築に対する補助金について

新見産材を使用した木造住宅の建築工事をされる際に補助金を交付します。

○新築の場合 … 50万円

○増築・改築の場合 … 新見産材 1㎡あたり 2万5千円（上限 30万円）

なお、申請前に事業着手された場合は、補助金が交付できませんので、必ず事前にご相談ください。

問い合わせ先：林業振興課林業振興係（電話 7 2 - 6 1 3 4）

3 林道愛護会について

林道（林道台帳に登録されたもの）の受益者の皆さんが林道の維持保全のために、受益者団体を組織し、活動を行った場合に下記のとおり報奨金を支給します。

○受益者団体の主な活動内容

草刈、側溝清掃などの環境美化活動、維持補修、崩壊箇所などの報告、緊急時（災害発生等）の応急措置など。

○報償金額（草刈り・側溝清掃などの維持管理活動を行った場合に限り支給）

●実施延長 100m 当たり 1000円（年 2回まで）

○報告方法

市が定めた実施報告書、作業写真（路線ごとに作業前・作業中・作業後の計 3枚程度）を添付して活動後速やかに提出してください。

○注意点

年 2回活動を実施される場合は 1回ごとに実施報告を行ってください。作業実施後、時間が経過すると、実施の確認が困難となり、報奨金を支給できない場合があります。

問い合わせ先：林業振興課治山係（電話 7 2 - 6 1 3 4）

●農業委員会事務局

1 農地の移動について

農地の売買・贈与による権利移動、農地の目的以外の使用（家の建築、墓地、駐車場、資材置場などに転用）には農業委員会への届出、農地法に基づく許可を受ける必要があります。また、農地を相続した場合にも、農業委員会への届出が必要です。

農地の権利移動や転用を計画する場合は、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

併せて、農地の貸し借りを希望される方もご相談ください。

問い合わせ先：農業委員会事務局（電話 7 2 - 6 1 0 6）

●商工観光課

1 就職支援事業について

市外居住者の市内事業所などへの就職や定着を促進するため、次の事業を実施しています。親族や知人の方などに、ぜひご紹介ください。

○就職相談窓口の設置

市内への就職をお考えの方や、将来、働き先があれば新見市に戻りたいと考えている方などを対象に、就職相談に応じる相談窓口を設置しています。

○資格取得費支援補助金

市内事業所に対して、業務上必要となる資格を取得するために負担した費用を助成します。

○市内就職奨励ポイント

市内事業所に就職した新規学卒者及びI J Uターン者へ就職奨励ポイントを付与します。

【対象者】

①新規学卒者（中退含む） 以下の要件を全て満たしている人

- ・新見市に住民登録がある人
- ・卒業（中退）後、6カ月以内に市内事業所へ正規職員として就職した人
- ・市内事業所に5年以上勤務する意思を示した人

②I J Uターン者 以下の要件を全て満たしている人

- ・転入前、市外に1年以上居住していた人
- ・転入後、1年以内に市内事業所へ正規職員として就職した人
- ・市内事業所へ5年以上勤務する意思を示した人

※①・②ともに公務員を除く

【ポイント付与額】

最大30万ポイント（就職して1年経過ごとに10万ポイント、最長3年間）

※市内高等学校・特別支援学校及び新見公立大学の新規学卒者には、追加で10万ポイントを就職した年に付与します。

※就職奨励ポイントの受取には「新見市オリジナルI C O C A」が必要です。

問い合わせ先：商工観光課商工労政係（電話72-6137）

2 新見市オリジナルI C O C Aについて

新見市オリジナルI C O C Aは、あらかじめ現金をチャージしてから市内の加盟店でお支払いをすることで、にーみんポイントがたまっていくため、お得です。ぜひ普段のお買い物にご利用ください。

また、今後、様々な事業に、新見市オリジナルI C O C Aを活用していきます。

○市内で現金をチャージできる場所

- JR新見駅の自動券売機
- セブン銀行ATM
- 各種コンビニ
- 簡易チャージ機 設置場所

千屋郵便局、刑部郵便局、万歳郵便局、野馳郵便局、井倉郵便局、豊永郵便局、にいみプラザ、フレスタ新見店、まるだい中町店、ジュンテンドー新見店

※新たに申込を希望される場合は商工観光課へお問い合わせください。

問い合わせ先：商工観光課商工労政係（電話72-6137）

建設部

●建設課

1 道路愛護会について

地域の方々が道路愛護会を結成して道路の維持保全のために活動し、その活動を市に報告いただいた場合は、下記のとおり報償金を支給します。

○道路愛護会の主な活動

草刈り・側溝清掃などの環境美化活動、維持補修、崩壊箇所の報告、緊急時（災害発生時等）の応急措置など

○報償金額（草刈り・側溝清掃などの環境美化活動を行った場合に限り支給）

- ・実施延長100m当たり2,000円（ただし年2回まで）
- ・ボランティア保険料（1人当たり年間350円を上限）

○報告方法

市が定めた実施報告書に、位置図、作業写真を添付して、活動後2週間以内に提出してください。

なお、作業を行うときにボランティア保険に加入したときは、加入した保険の内容を確認できる書類を併せて添付してください。

○注意点

年2回作業する場合は、必ず1回作業するごとに報告してください。作業実施後、時間が経過すると、実施の確認が困難となり、報償金を支給できない場合があります。

また、複数の路線を実施する場合は、路線ごとに作業前・中・後の写真を添付して下さい。（例：5路線実施する場合は、5路線分の作業写真を添付する）

問い合わせ先：建設課維持管理係（電話72-6131）

●都市整備課

1 木造住宅の耐震診断・耐震改修事業補助金について

地震に強い安全なまちづくりを目指すために、昭和56年5月末以前に建築された木造住宅の耐震診断、補強計画、耐震改修工事等に要する経費の一部を補助します。

事業名	補助金額
耐震診断（現況診断）	診断費用71,200円のうち6万円（自己負担額11,200円）
補強計画	診断費用71,200円のうち6万円（自己負担額11,200円）
①耐震改修	耐震改修工事費用の4/5以内とし、補助上限額50万円
②部分耐震改修	部分耐震改修工事費用の1/2以内とし、補助上限額40万円
③耐震シェルター	設置費用の1/2以内とし、補助上限額20万円
④防災ベッド	設置費用の1/2以内とし、補助上限額10万円

* 耐震診断、補強計画の補助金額は200㎡以下の木造住宅の場合です。

○対象

- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの

- ・新見市内に存するもの
- ・一戸建ての住宅
- ・階数が2階建て以下のもの
- ・構造が木造であるもの
- ・①、②については耐震診断を行い、倒壊の危険性があると判定され、補強計画を行ったもの
ただし、部分耐震改修工事に係る補強計画は補助の対象となりません
- ・③、④については耐震診断を行い、倒壊の危険性があると判定されたもの
- ・②、③、④については65歳以上の方が居住する世帯、または障がいのある方が居住する世帯若しくは収入分位25%以下の世帯
詳しくは都市整備課へお問い合わせください。

問い合わせ先：都市整備課建築係（電話72-6118）

●上水道課

1 水道料金の改定について

令和6年4月使用分（5月請求）から水道料金が改定になります。

- ・基本料金と超過料金をそれぞれ10.8%引き上げます。

○水道料金算定方法

旧使用料金

（1ヵ月・税込）

口径	基本水量	基本料金（円）	超過料金
13	10 ^m	1,540	基準水量を超える水量から適用1 ^m につき220円
20		1,650	
25	25 ^m	3,872	
30		4,015	
40	45 ^m	7,700	
50		9,460	
75		10,010	
100		10,560	

新使用料金（4月使用分から）

（1ヵ月・税込）

口径	基本水量	基本料金（円）	超過料金
13	10 ^m	1,705	基準水量を超える水量から適用1 ^m につき242円
20		1,826	
25	25 ^m	4,290	
30		4,444	
40	45 ^m	8,536	
50		10,483	
75		11,088	
100		11,704	

お問い合わせ先：上水道課管理係（電話72-8971）

2 上下水道料金などのコンビニ納付・スマホ決済について

上下水道料金の納付は、コンビニやスマホでもできます。利用できるコンビニ、スマホ決済のアプリ等の詳細については、納付書裏面や市ホームページをご覧ください。

また、これまでどおり市役所（各支局・市民センター）や金融機関の窓口でも納付できます。今後とも期限内納付にご協力をお願いします。

お問い合わせ先：上水道課管理係（電話72-8971）

3 消火栓の使用について

自治会・消防団などの消火訓練において、水道を水利とした消火栓を使用する場合は、届出が必要です。事前に上水道課へ「消火栓使用願」の提出をお願いします。

届出をしないで消火栓を使用した場合、水道水の濁りや水圧低下など、原因調査に時間を要し、多くの方々にご迷惑をおかけする恐れがありますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先：上水道課管理係（電話72-8971）

4 漏水の修理について

給水管の老朽化などが原因で、水道メーターから宅内側での水道管が漏水したときは、市指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。水道メーターから宅内側での漏水は、宅内の全ての水栓を閉めていても、水道メーターのパイロット（銀色のコマ）が回転する状態です。なお、修理費用は、利用者の負担となります。

また、その他の漏水は、上水道課または各支局にご連絡ください。

お問い合わせ先：上水道課管理係（新見・神郷管内 電話72-8971）

大佐支局地域振興課産業建設係（大佐管内 電話98-2112）

哲多支局地域振興課産業建設係（哲多管内 電話96-2112）

哲西支局地域振興課産業建設係（哲西管内 電話94-2112）

5 水道の使用開始・休止の電子申請について

水道の使用開始・休止申請は、電子申請でもできます。

電子申請を希望される方は、「新見市ホームページ」「暮らしのガイド」「水道の使用開始・休止申請について」から申請をしてください。

お問い合わせ先：上水道課管理係（電話72-8971）

●下水道課

1 下水道への接続について

汚水適正処理構想により、公共下水道事業、農業集落排水事業などの地域に応じた集合処理事業に取り組んでいます。また、集合処理計画区域以外の地域では、合併処理浄化槽の設置を進めています。

令和4年度末で、約9,200世帯のご家庭が水洗トイレへの改造や宅内排水設備の工事を行って下水道や浄化槽への接続を済まされ、家庭内の雑排水の処理に利用されています。

まだ下水道に接続されていないご家庭は、衛生的な環境をつくるため、また、河川の水質を保全するためにも、一日も早く接続いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：下水道課管理係（新見・神郷・哲多管内 電話72-6138）
大佐支局地域振興課産業建設係（大佐管内 電話98-2112）
哲西支局地域振興課産業建設係（哲西管内 電話94-2113）

2 下水道の正しい使用について

下水道へ異物を流すことで、ご自宅のトイレや排水管、地区内の下水道管の詰まり、マンホールポンプの故障の原因となる事例が増えています。

最悪の場合、下水が逆流して、ご自宅の排水設備や地区内のマンホールから下水が溢れ出してしまいますので、下水道へ異物を流すのは絶対におやめください。

○下水道に流してはいけないものの例

- 水に溶けない紙（ウェットティッシュ、ペーパータオルなど）
 - ・トイレに流せるシートも一回にたくさん流すと詰まります。
- 布類（衣類の切れ端、ハンカチ、下着など）
- 台所ごみ等（食用廃油、食品くず、食べ残しなど）
- 髪の毛
- 薬品類（ガソリン・灯油などの危険物は絶対に流さないでください）

※台所からの排水管にあるクリーンますは月に1回以上清掃しましょう。

3 上下水道料金などのコンビニ納付・スマホ決済について

上下水道料金の納付は、コンビニやスマホでもできます。利用できるコンビニ、スマホ決済のアプリ等の詳細については、納付書裏面や市ホームページをご覧ください。

また、これまでどおり市役所（各支局・市民センター）や金融機関の窓口でも納付できます。今後とも期限内納付にご協力をお願いします。

問い合わせ先：下水道課管理係（電話72-6138）

4 井戸水など市が管理する水道水以外をご利用の場合について

家庭にて、市の管理する水道水以外を使用したり、井戸水などと併用したりする場合は、届出をしてください。

また、市の管理する水道水以外を使用する家庭や井戸水などと併用する家庭において、施設などへの入所により、住民基本台帳に記載された住所で生活せずに長期不在となる方がおられる場合も、届出をしてください。

詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先：下水道課管理係（新見・神郷・哲多管内 電話72-6138）
大佐支局地域振興課産業建設係（大佐管内 電話98-2112）
哲西支局地域振興課産業建設係（哲西管内 電話94-2113）

教育部

●生涯学習課

1 学校支援ボランティアについて

「地域の子どもは地域で育てる」ことを目的に、地域の皆さんに子どもたちの学習補助や登下校の見守りなどをする「学校支援ボランティア」をお願いしています。

地域学校協働活動のより一層の充実のため、地域の皆さんの積極的なご協力をお願いします。詳しくは、各学校へお問い合わせください。

問い合わせ先：生涯学習課生涯学習係（電話 72-6147）

2 新見文化交流館の予約について

新見文化交流館のホール等の予約は、株式会社吉備ケーブルテレビ（電話 72-6200）に直接お申し込みください。

イベント等開催情報は、新見文化交流ホームページに随時掲載しております。

問い合わせ先：生涯学習課文化スポーツ係（電話 72-6148）

3 新見美術館の展覧会について

新見美術館（電話 72-7851）では、下記の展覧会を開催しますので、ご鑑賞ください。詳しい内容は、随時、ホームページ、市報にいみなどでお知らせします。

開催期間	内 容
4月27日（土）から 7月15日（月・祝）まで	サンリオデザイナー展 ～サンリオキャラクター誕生のプロセスを大公開！～
7月20日（土）から 9月 8日（日）まで	渡辺おさむ かわいいお菓子の美術館
9月15日（日）から 11月24日（日）まで	菅原道真公 1125年 太宰府天満宮式年大祭記念 神戸智行 一千年を描くー
11月30日（土）から 2月16日（日）まで	開館35周年 岡山文庫発行記念 新見美術館名品展
3月 1日（土）から 6月29日（日）まで（予定）	開館35周年記念特別展 ダヤン40周年 ダヤンと不思議な旅 池田あきこ原画展

問い合わせ先：生涯学習課文化スポーツ係（電話 72-6148）

4 各種スポーツ大会の開催予定について

下記の予定で新見市を会場に各種スポーツ大会が開催されます。詳しい内容は、随時、市報にいみなどでお知らせします。

開催期間	内 容
7月20日(土)から 7月22日(月)まで	第45回全日本クラブ男子ソフトボール選手権大会
9月27日(金)から 9月29日(日)まで	第57回日本女子ソフトボールリーグ第4節岡山大会
10月13日(日)	新見市民スポーツフェスタ
11月下旬	新見市駅伝競走大会
1月 3日(金)	新見市新春ロードレース大会

問い合わせ先：生涯学習課文化スポーツ係（電話72-6148）

5 市内図書館・図書施設について

哲多総合センター図書施設が令和6年3月にリニューアルオープンしました。ぜひご利用ください。

市内の各図書館・図書施設の休日と利用時間は次のとおりです。

名称	休日	利用時間
中央図書館	月曜日（祝日の時は翌日）、 年末年始、特別整理期間	9：00～19：00
おおさ総合センター図書施設	月曜日（祝日の時は翌日）、 年末年始、特別整理期間	平日 10：00～18：00 土日祝 9：00～17：00
神郷生涯学習センター図書施設	月曜日（祝日の時は翌日）、 年末年始、特別整理期間	平日 10：00～18：00 土日祝 9：00～17：00
哲多総合センター図書施設	木曜日（祝日の時は翌日）、 年末年始、特別整理期間	平日 10：00～18：00 土日祝 9：00～17：00
哲西生涯学習センター図書施設	木曜日（祝日の時は翌日）、 年末年始、特別整理期間	9：00～19：00

問い合わせ先：新見市立中央図書館（電話72-2826）

消防本部

●総務課

1 消火栓用消火器具の整備に対する補助金について

自衛消防組織等が消火栓用消火器具を購入する場合、下記の補助金をご活用ください。なお、事前に申請が必要となりますので、必ず購入前にご相談ください。

○補助金名

消防施設及び器具整備費補助金

○補助金額

購入費の1/2以内の額（1消火栓につき下記の限度額。ホースの数は1消火栓につき3本以内、他の器具はそれぞれ1本（個）とする。）

消火栓用 消火器具	内径呼称65mm の限度額	内径呼称50mm の限度額	内径呼称40mm の限度額	備考
ホース	13,500円	10,500円	7,500円	1本につき
スタンドパイプ	4,500円	3,500円		
筒先（ノズル）	4,000円	3,000円	2,000円	
開閉キー	1,500円	1,500円		
器具格納箱	9,000円	9,000円	9,000円	
減圧アダプター	7,000円	6,000円		

問い合わせ先：消防本部総務課消防団係（電話72-2813）

2 消防団員の募集について

○消防団員

消防団員の処遇改善、装備品の充実、施設整備などにより、消防団への入団促進を図っています。地域防災の要である消防団の充実強化のために、男女を問わず新規入団をお願いします。

なお、消防団員の処遇については、年報酬、出勤報酬、費用弁償、退職報償金、公務災害補償などがあり、安全靴、耐切創手袋、活動服などが貸与されます。

○一般機能別団員

一般機能別団員とは、昼間の火災発生時の初期消火活動や、消防団が行う式典でのラッパ隊などを主な任務とする団員です。元消防団員、または元消防職員で、60歳から70歳までの間で、最長4年11カ月の任期となります。

なお、消防団員とは一部異なりますが、年報酬、公務災害補償などがあり、活動服などが貸与されます。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先：消防本部総務課消防団係（電話72-2813）

●予防課

1 野外焼却（野焼き）について

市内で発生している火災の約3割は、草焼きやゴミ焼きなどの野外焼却（野焼き）によるものです。

家庭から出るゴミの焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており処罰の対象となる場合があります。例外として認められている畦焼きや刈り取った草の焼却を行うときは、次のことを守り火災を起こさないよう注意してください。

- 消防署に届け出をする。（電話でも受け付けています）
- 風が強い日や、空気が乾燥している日は避ける。
- 一度に多量の焼却をしない。
- 消火用の水などを用意し、その場を離れない。
- 水などで確実に消火し、後で再確認する。

なお、届け出は焼却行為を消防署が許可するものではありません。消防署が火災と間違わないために行っていただくものです。

問い合わせ先：消防本部予防課（電話 7 2 - 2 1 1 9）

2 住宅用火災警報器について

○設置

住宅用火災警報器は、火災死者の7割が住宅火災で発生していることから、全ての住宅（共同住宅を含む）に設置が義務付けられ、火災の早期発見に大変有効ですので、未設置の住宅には設置をお願いします。

また、取り付け・取り換えをすることが困難な65歳以上の世帯及び65歳未満でも、身体に障害があり取り付け・取り換えが困難な方に対して設置及び交換作業の支援を行います。詳しくは、お問い合わせください。

○点検・交換

住宅用火災警報器が適切に作動するか、本体のボタンを押すか、付属のひもを引くなどして定期的に点検を実施してください。

また、見た目には異常がなくても、内部のセンサーや部品の消耗・劣化により、本体の寿命は10年とされています。電池の寿命もおおむね10年ですので、設置から10年経過を目安に本体の交換をお願いします。

※消防署は住宅用火災警報器や消火器の販売は行っていません。

- 住宅用火災警報器の詳細についてはこちら
（一般社団法人 日本火災報知機工業会）ホームページ



問い合わせ先：消防本部予防課（電話 7 2 - 2 1 1 9）

●警防課

1 火災・救急について

昨年の火災件数は13件で令和4年に比べ5件減少しています。内訳は建物火災2件、林野火災5件、車両火災5件、その他の火災1件です。（その他の火災とは、休耕田や道路法面の火災などです。）

次に、昨年の救急件数は1,704件で令和4年に比べ95件増加しています。種別ごとに多いものは、急病が980件、転院搬送が327件、一般負傷が271件となっています。

救急車は、病気やケガなどで緊急に病院へ傷病者を搬送するためのものです。救急車が本当に必要な方のために、今後も引き続き救急車の適正利用にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先：消防本部警防課（電話 72-8119）

2 救急講習について

市民の方を対象に救急講習を行っています。昨年は、AEDや胸骨圧迫を学ぶ一般講習を1,399人、心肺蘇生法やAED、止血法などを学ぶ普通救命講習を381人、普通救命講習と小児・乳児の心肺蘇生、応急手当、搬送方法などを学ぶ上級救命講習を8人が受講しました。

今年度も随時講習を受け付けますが、1回の受講者数を10名以上とさせていただきます。なお、少人数の場合は年2回開催予定の公募型普通救命講習への参加をお願いします。公募型の普通救命講習については、6月と10月に開催を予定しています。また、普通救命講習を受講された方には、さらに幅広い応急手当を学んでいただくための上級救命講習も開催する予定ですので、多くの方の受講をお願いします。

問い合わせ先：新見市消防署（電話 72-2810）

3 警防調査について

新見市消防署では、地理・水利などの調査・点検を目的として、消防車や救急車を使用して警防調査を実施しています。この調査の際には、赤色灯を点灯していませんので、緊急対応とお間違えのないようお願いします。

問い合わせ先：新見市消防署（電話 72-2810）